

國立療養所沖繩愛樂園土地等利活用基本計画

概要版



**平成 31 年3月
名護市**

土地等利活用の目的

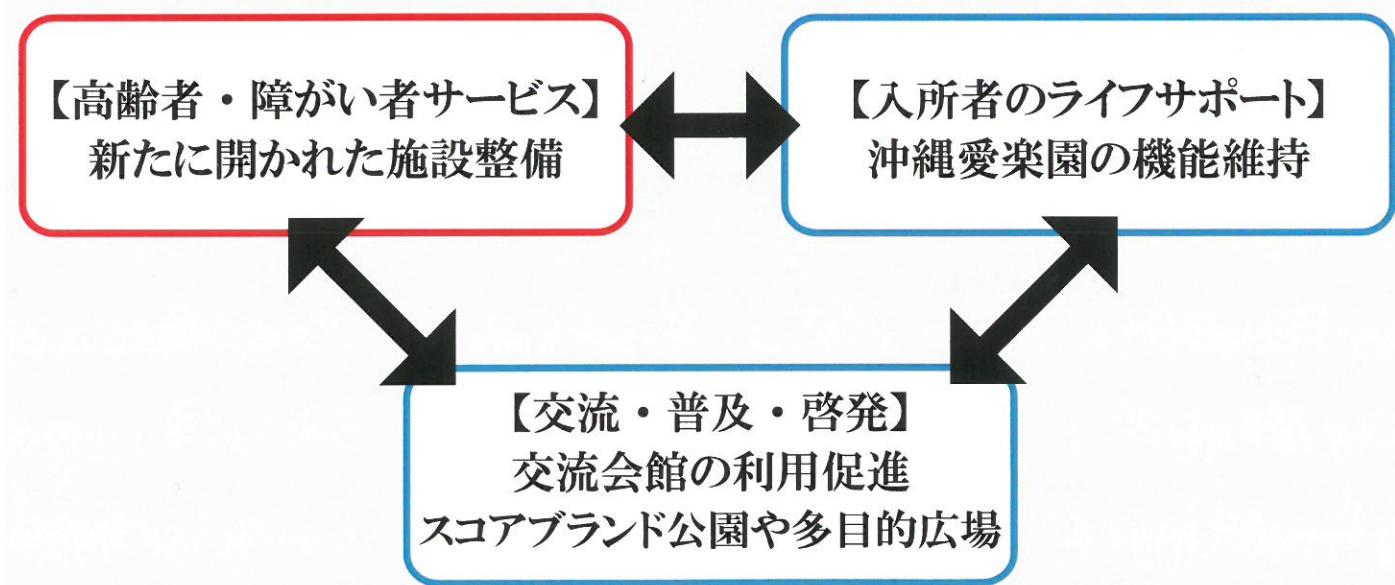
名護市屋我地島に立地する国立療養所沖縄愛楽園（以下、沖縄愛楽園）では、現在高齢化が進み入所者が少なくなる中で、一部施設・土地が未利用状況となっており、今後も拡大していくことが予想されます。

名護市では、「国立療養所沖縄愛楽園の将来構想を検討する懇話会」や「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立した背景のもと、平成21年3月には「国立療養所沖縄愛楽園将来構想」を策定しました。

本計画は、沖縄愛楽園の管理者・入所者及び地域住民の意見を取り入れつつ、将来構想を踏まえ、「時とともに地域にとけこみ、人々が癒され、ふれあえる施設としてあり続ける」ため、沖縄愛楽園の土地及び施設等の活用方針を示すことを目的として策定しました。

土地等利活用のコンセプト

【誰もが自分らしく輝く場】 QOL 向上を追求する場所へ



※QOL (Quality of Life)：生活の質。日常生活や社会生活のあり方を自らの意志で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的に満足できる豊かな生活のこと。

導入機能に関する方針

対象となる土地に導入する機能については、基本理念、基本目標、基本方針に基づき、愛楽園交流会館の利用促進と地域振興に資する機能の方針を示します。

①愛楽園交流会館の利用促進

- 入口からアプローチ動線の整備を図る。
- 案内誘導サインの充実を図る。
- 愛楽園の歴史的遺構、ガイドポイントなどを残していく。

②地域振興に資する施設の考え方

- 高齢者・障がい者を対象とした事業者の誘致を図る。
※レスパイトサービス・ホスピス等、医療機能等の検討
- 利用者のQOLを高める事業内容とする。
- 地域の雇用創出につながる事業内容とする。

③地域振興に資する機能の考え方

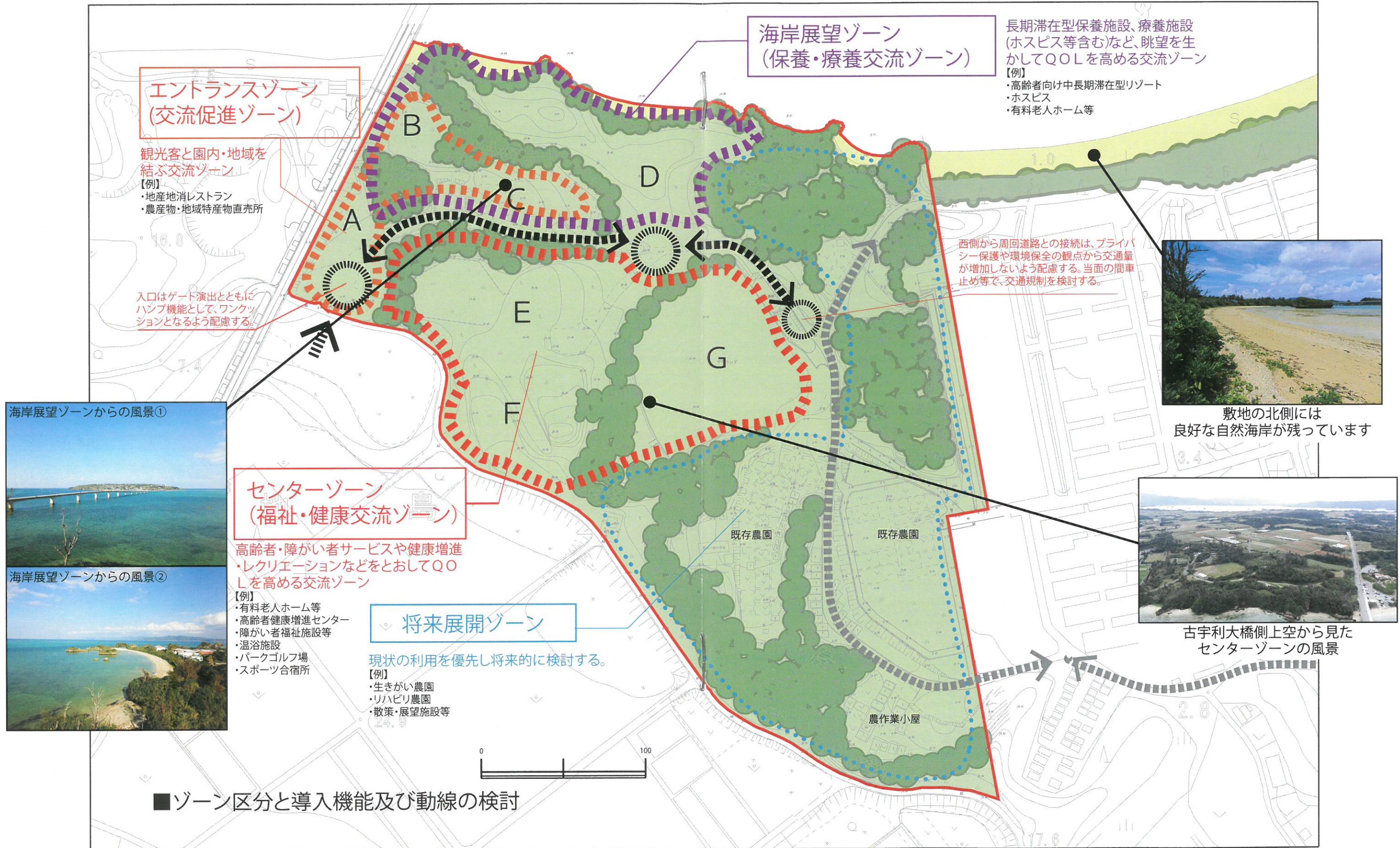
- 将来構想に沿った、土地利用に関するコンセプトを示し、これに基づく土地利用方針のもとに秩序ある機能や施設の導入を検討していく。
※自転車のまちづくり、健康増進関連、スポーツ等

※レスパイトサービス：障がい児者をもつ親・家族を一時的にその障がい児者の介護から開放することによって、日ごろ心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助のこと。形態としては、障がい児者本人が援助者つきの普通の住宅（セカンドハウス）に滞在するものと、援助者が家庭を訪問し、家庭で援助する方法がある。



対象範囲とゾーンの設定

対象範囲は、沖縄愛樂園の敷地の西側部分を中心に、交流会館の活用促進及び敷地内の生活環境保全に係る部分となります（面積約 11.3ha）。本計画では、平成 21 年に策定された将来構想におけるゾーニングを基に、地形特性に応じて計画対象範囲を 4 つのエリアにゾーニングしました。



沖縄愛楽園交流会館の概要

沖縄愛楽園交流会館は、沖縄愛楽園自治会が中心となりつくりあげてきた資料館で、平成27年に開館しました。沖縄愛楽園自治会は、長年将来構想の一環として歴史を伝える資料館建設を考えており、「沖縄ハンセン病証言集」刊行後の平成21年に準備委員会を立ち上げ、常設展示にいわゆる展示業者は入らずに、退所者や学識経験者と協働して常設展示を作ってきました。

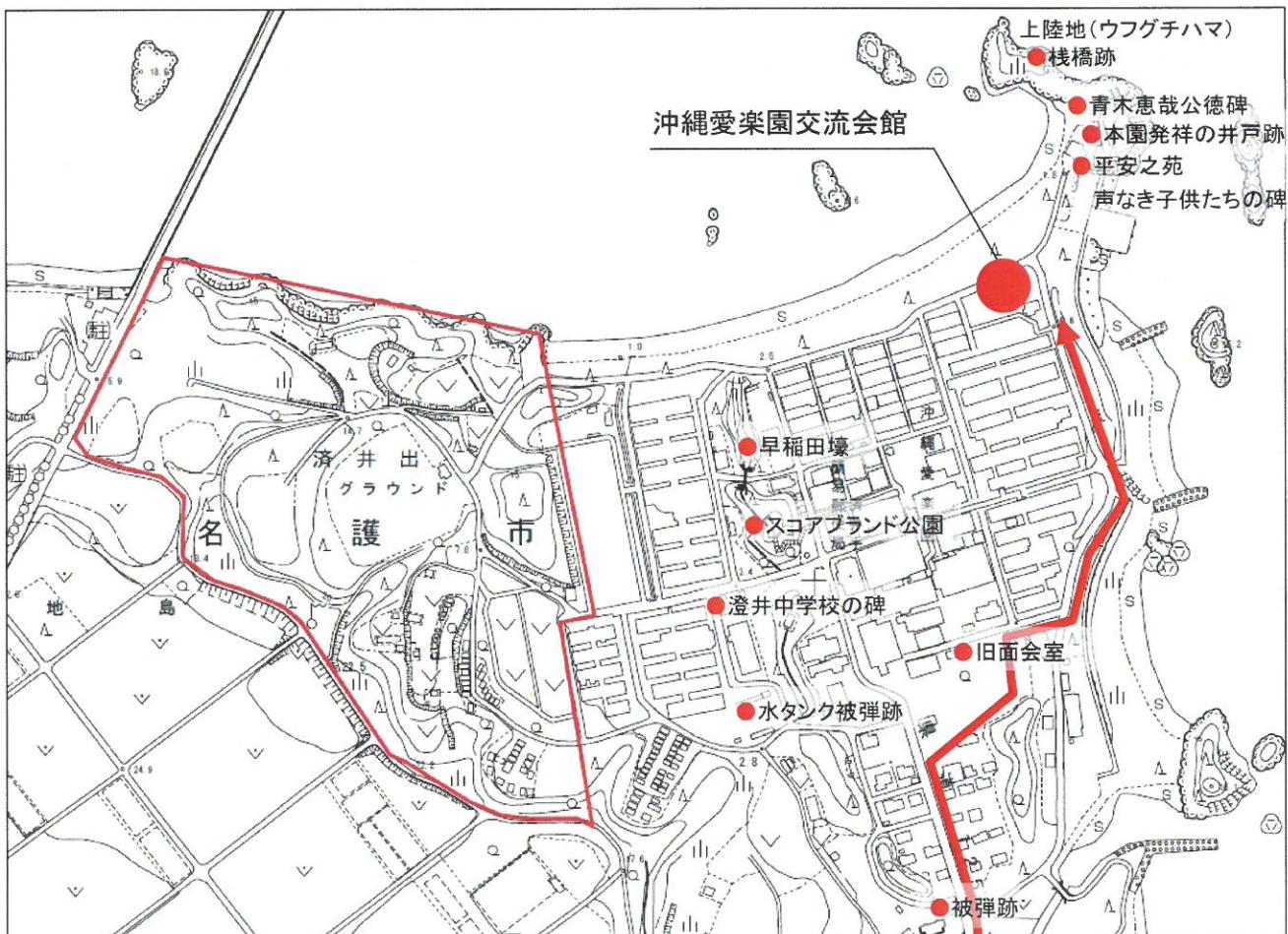
常設展示には、沖縄の療養所の特徴である沖縄戦や米軍統治下の展示をはじめ、療養所に生きてきた人々の姿や多くの証言が展示されています。

そのほか、不定期に企画展を開催し、付帯イベントも行っています。

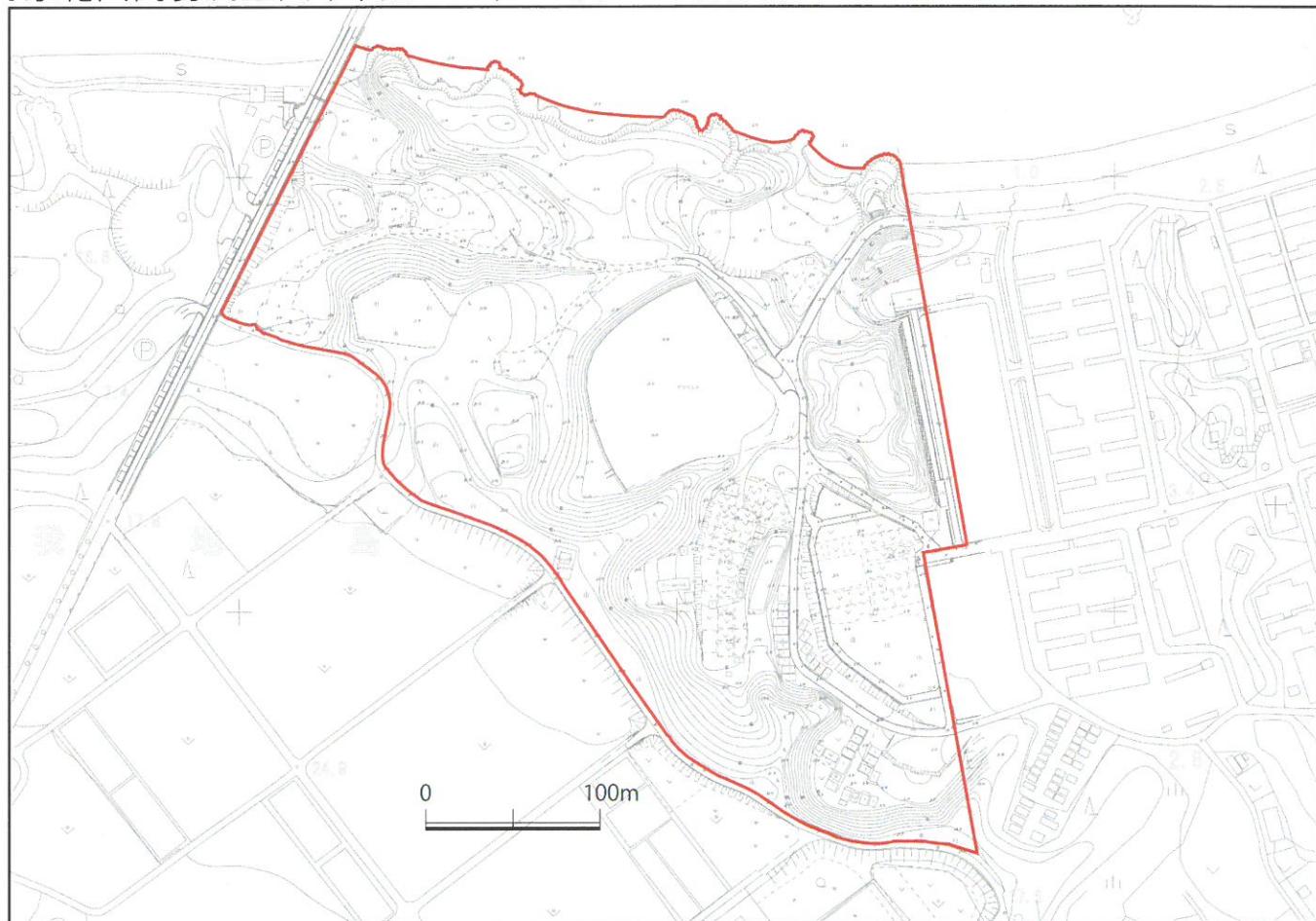
開館時間	10:00～17:00（入館は16:30まで）
休館日	月曜日、祝日、年末年始
入館料	無料
事前申込	展示解説や園内案内、回復者による講話を希望される場合は必要
行っている主な行事	<ul style="list-style-type: none">・資料収集・資料保管（整理・修復・複製）・調査研究・展示（常設展・企画展）・教育普及（展示解説・園内案内・回復者の講話・ボランティアガイド養成）



園内図



対象範囲簡易測量図（平成 30 年 10 月 26 日測定）



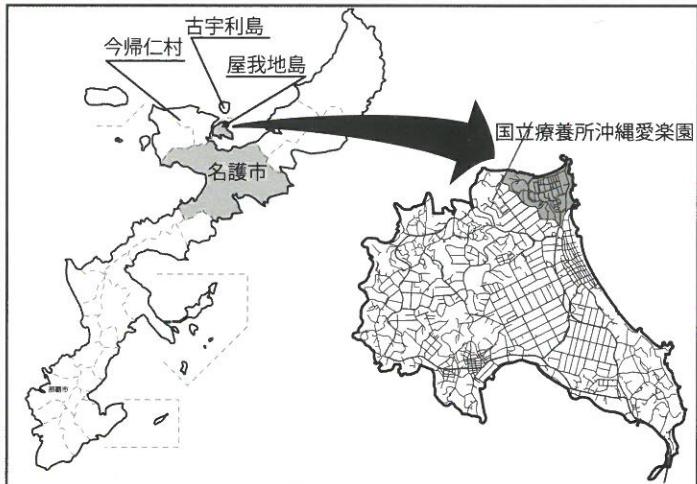
対象範囲航空写真（平成 30 年 10 月 26 日撮影）



沖縄愛楽園の位置

沖縄愛楽園は、名護市北部に位置する屋我地島の北側に所在します。北の海岸からは古宇利島、東の海岸からは大宜味村・国頭村を眺めることができます。

古宇利島は、敷地の西側に隣接する古宇利大橋でつながっています。古宇利島は県内でも有名な観光地のひとつで、国内・国外を問わず多くの観光客が訪れています。



事業化に向けて

①土地の貸付について

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」では、国立療養所の土地・建物等を地方公共団体又は地域住民等が利用することが可能となっており、利用にあたっては療養所の所長が指針を定めることとなっています。

②公募について

本計画では、土地利用にあたり民間事業者の公募を想定しています。公募にあたっては、より指針に合致した利活用計画を提示する必要があります。

土地利用規制

本計画の対象地域には、主に以下のような土地利用規制があります。

土地利用規制	関連する規制（概要）
都市計画区域（都市計画法）	・都市計画区域内において政令で定める規模以上（当地域にあっては 3,000 m ² 以上）の開発行為については知事の許可が必要である。
沖縄海岸国定公園（自然公園法）	・特別地域（対象地域の海岸の一部が第2種特別地域）では、工作物の新築や木竹の伐採、土地の形状など変更など（18項目）において、県知事の許可が必要である。（普通地域では届出が必要）
埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）	・埋蔵文化財包蔵地で開発事業を行う場合、教育委員会に事前届出等を行い、新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行う必要がある。 ・開発事業の届出等があった場合、事業者と教育委員会は取り扱い方法を協議し、埋蔵文化財への影響の有無を確認し発掘調査や、工事立合、慎重工事を指示する場合がある。

お問い合わせ

名護市

〒905-0014 沖縄県名護市港1丁目1-1
TEL: 0980-53-1212 FAX: 0980-53-6210